

# 三原市権利擁護連携支援センター

“権利擁護に係わる支援者をバックアップする相談窓口です”

## 【権利擁護連携支援センターの設置目的】

当センターは三原市の権利擁護を推進する地域連携ネットワークの中核機関として、行政と協働で支援を行う窓口として設置されました。

認知症や知的障害、精神障害等の理由で適切な判断が難しい人の「生命や財産」を守るために、何が適切な支援なのかを一緒に考えます。また、権利擁護に関することで判断が難しい、助言を求めたい課題に対して、司法職も含めた支援機関とも連携して支援者のバックアップを行います。

## ◆ たとえば、こんなことで悩んでいませんか？

- ご本人・親族から相談を受けたが、どのような権利擁護支援を提案したらいいか
- 生命や財産を守るために権利擁護支援が必要と思われるが、どのような手順で進めてい  
いか分からない
- 成年後見制度について、ご本人やご親族にどのように説明したらよいか
- 後見人がどこまでのことをしてくれるのか、どこまで後見人に頼めるのか分からない
- 後見申立を考えているけど、本人だけではできそうにない時はどうしたらいいのか  
など・・・



権利擁護連携支援センターは、こんな支援をします

- ① 担当相談員が情報を整理し助言します。必要があれば家庭裁判所等に確認して情報提供します。また、必要に応じ、個別ケア会議などに同席し一緒に検討します。
- ② 司法的な助言や相談を希望される場合は、専門相談（弁護士・司法書士）をご案内します。
- ③ この支援でいいか悩む時や、他に活用できる制度等の助言がほしいなどの際は、司法職も含めた各種支援機関で構成する「地域連携ネットワーク実務代表者会議」で検討します。

◆ その他にも権利擁護に関して、このような取り組みをしています。

## 広報・啓発

### 制度を周知していくために

- ・ 支援者の知識向上に役立つ資質向上研修の開催
- ・ 市民向けの講演会
- ・ 成年後見等に関する広報活動（出前講座等）の実施 等



## 成年後見制度利用促進

### 必要な人が必要な時に、権利擁護支援を受けるために

- ・ 支援者が関わる後見制度の相談や、申立の支援
- ・ 本人・親族不在等の申立が難しい場合、必要に応じて市長申立の要請
- ・ 後見人選任後の、本人を支えるチームづくりへの協力 等

※後見申立書類作成の助言は可能ですが、書類作成代行はできません

## 後見人支援

### 後見人を孤立させず、支えていくために

- ・ ケア会議などの調整や同席
- ・ 親族・専門職後見人からの相談対応などサポート 等



当センターは「三原市社会福祉協議会 地域共生センター」内にあります。

権利擁護の話かどうかわからない、関わっているケースでどこに相談してよいか分からないといった内容でも一緒に考えさせていただきますので、お気軽にご相談ください。相談料は無料です。

## お問合せ先

### 三原市権利擁護連携支援センター

受付時間：9：00～17：00（土日祝日年末年始休み）

〒723-0014 三原市城町一丁目2番1号（三原市社会福祉協議会）

電話 0848-29-9000

三原市 社会福祉課 電話 0848-67-6058